

構造物工(橋脚・橋台) (積算編)

秋田県 I C T活用モデル工事 (構造物工(橋脚・橋台)) 実施要領 (積算編)

1. 適用範囲

1-1 本資料は、3次元設計データを活用した構造物工(橋脚・橋台) (以下、構造物工(橋脚・橋台) (I C T)) に適用する。

1-2 この実施要領 (積算編) は、秋田県建設部が所管する建設工事に適用する。

2. 適用工種

構造物工(橋脚・橋台)

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

4-1 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における経費の計上方法については、共通仮設費率、現場管理費率等に以下の補正係数を乗じるものとする。

・共通仮設費率補正係数：1. 2

・現場管理費率補正係数：1. 1

※小数点第3位四捨五入2位止め

なお、構造物工(橋脚・橋台)において、経費の計上が適用となる出来形管理は、以下の1)～3)とし、それ以外の、秋田県 I C T活用モデル工事 (構造物工(橋脚・橋台)) 実施要領 (実施編) に示された、出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる。

1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

2) 空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理

3) 上記1)～2)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理

4-2 費用計上にあたっての留意事項

(1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合、妥当性の確認を行うこととし、受注者からの見積りにより算出される金額が4-1で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

(2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。

附 則 (令和4年9月13日技管-548)

この実施要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月14日技管-449)

この実施要領は、令和5年10月1日から施行する。